

旭川市長寿社会生きがい振興事業補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市長寿社会生きがい基金運用指針(平成3年9月18日制定。)に基づき、長寿社会に対応する社会福祉活動を振興するため、旭川市長寿社会生きがい基金から生ずる収益等を財源とした補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、事業の継続性及び事業の規模にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 住民参加を基本として社会福祉団体等が行う在宅の高齢者(家族)等への援助事業
- (2) 社会福祉団体等、又は高齢者等が主体となつて行う地域での健やか・福祉・生きがい創造に関する事業
- (3) 地域での在宅福祉事業や生きがい、健康づくり等の事業を担うボランティア等の育成並びに地域福祉振興のための啓発・支援及び調査研究に関する事業
- (4) その他長寿社会に対応する福祉活動等の事業

2 補助事業の区分は次の各号に掲げるものとし、当該各号に定める事業とする。

- (1) 継続事業 年間を通して実施され、かつ、毎年継続して行われる事業をいう。
- (2) 大規模事業 市内全域において実施される事業をいう。
- (3) その他事業 次のいずれかに該当する事業をいう。
 - ア 年間の一時期しか実施されない事業
 - イ 毎年継続して行われることが不確定な事業
 - ウ 事業の実施場所及び対象者が市内の一部に限られる事業
 - エ 予算規模が10万円未満の事業
 - オ その他、市長が前2号に区分することが困難と認める事業

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、旭川市に所在し、旭川市民を対象として福祉活動を行う団体で次の各号に掲げるものとする。ただし、政治及び宗教活動を目的とする団体並びに営利を目的とする団体は除くものとする。

- (1) 地域において福祉活動を実践するボランティア団体及び住民団体等
- (2) 社会福祉法人及び社会福祉施設
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人

2 前項の規定にかかわらず、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、本補助金の交付対象としない。

- (1) 旭川市暴力団排除条例(平成26年旭川市条例第16号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員が運営又は運営に関わる団体

等。

- (2) 補助金を法令又は公序良俗に反する行為に利用するおそれがあると認められる者。

(補助金額等)

第4条 補助事業に対する補助金額は、当該年度の予算の範囲内で決定する。

- 2 補助対象経費に対する補助額及び補助率並びに補助限度額は別表に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。
- 3 補助基準額及び補助金額の算定方法等の審査基準については、市長が別に定めるものとする。

(事前協議)

第5条 補助を受けようとする者は、あらかじめ市長と協議を行うこととし、補助を受けようとする前年度（以下「前年度」という。）の8月末日までに旭川市長寿社会生きがい振興事業補助金に係る事前協議書（様式第1号）及び事業計画等（以下「事前協議書等」という。）の資料を提出しなければならない。ただし、事前協議書の提出により補助金の交付を確約するものではない。

- 2 前年度に補助金の交付決定を受けている者は、補助事業の内容を変更しない場合においては、前項の規定にかかわらず、事前協議書等の提出を省略することができる。

(補助の申請)

第6条 補助を申請しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による申請書等の関係書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 継続事業又は大規模事業

- ア 旭川市長寿社会生きがい振興事業補助金交付申請書（様式第2-1号）
- イ 補助申請団体の概要（様式第3号）
- ウ 事業計画書（様式第4号）
- エ 事業予算書（様式第5-1号、様式第5-2号）
- オ 補助金申請調書（様式第6号）
- カ その他市長が必要と認める書類

- (2) 小規模事業

- ア 旭川市長寿社会生きがい振興事業補助金交付申請書（様式第2-2号）
- イ 事業予算書（様式第5-3号）
- ウ その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請は、市長が定める期間で行うものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは補助金の交付決定を行い、次の各号に定める様式による交付決定（変更）通知書により、速やかに当該交付決定の内容及びこれに付した条件を当該申請者に通知するものとする。

(1) 継続事業又は大規模事業 様式第7-1号

(2) 小規模事業 様式第7-2号

- 2 市長は、補助することが適当でないと認めたときは、旭川市長寿社会生きがい振興事業補助金不交付決定通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請の取下げ）

第8条 前条第1項の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に市長に書面をもって申し出ることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（補助金の交付）

第9条 市長は、補助事業者の請求により補助事業完了後に補助金を交付するものとする。

ただし、市長が補助事業の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助金交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき、補助金の概算払を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した概算払申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業者の住所及び氏名（法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 補助事業の名称

(3) 補助金の交付決定額

(4) 概算払を受けようとする補助金の額、交付の希望時期及びその算出の基礎

(5) 概算払を必要とする理由

(6) その他必要と認める事項

- 3 市長は、前項の規定により申請があったときは、当該申請の内容を審査し、概算払の適否について決定し、概算払決定通知書（様式第10号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定の後において、補助事業の内容を変更又は補助事業を中止しようとするときは、遅滞なく次の各号に掲げる事項を記載した変更等承認申請書（様式第11号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業者の住所及び氏名（法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 補助事業の名称、実施内容、着手及び完了の期日

(3) 変更等の内容及び理由

(4) 変更後の経費の配分及び収入金の内訳（完全に中止する場合は必要なし。）

(5) その他必要と認める事項

- 2 市長は、前項の規定による変更等の申請を受け、その内容を承認することを決定したときは、速やかに、交付決定（変更）通知書（様式第7－1号，7－2号）により補助事業者へ通知するものとする。変更等を承認しないことを決定したときも、同様とする。

(法令等の遵守)

第11条 補助事業者は、法令並びに補助交付の決定内容及び条件に従って補助事業を行うものとする。

(関係書類の整備)

第12条 補助事業者は、補助事業についての会計帳簿を備え、当該補助事業に係る経費と他の経費とを明確に区分して経理し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の経理を行う場合、補助事業に係る経費の収入及び支出内容を明らかにした書類を整備し、前項の会計帳簿とともに当該補助事業完了の日（第10条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度の初日から5年間は保存しなければならない。

(実施状況の調査)

第13条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し、次の各号に掲げる措置を講じることがある。

- (1) 補助事業の実施状況について、必要に応じ調査を行い、又は報告を求めること。
(2) 前号の調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又は本要綱に従って適正に遂行されていないと認められる場合は、決定の内容及び本要綱に従って適正に遂行するよう指示すること。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 補助金を当該事業の目的以外に使用したとき。
(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
(3) 補助事業を中止又は廃止したとき。
(4) 前各号に定めるもののほか、市長が補助の目的を達することができないと認めたとき。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第10条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による実績報告書に、支出を証する書類の写し又は支出状況を確認でき

る書類その他関係書類を添えて、完了又は廃止・中止の承認を受けた日から１０日以内又は当該年度の３月３１日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(１) 継続事業又は大規模事業

- ア 旭川市長寿社会生きがい振興事業実績報告書（様式第１２－１号）
- イ 事業実施報告書（様式第１３号）
- ウ 事業精算書（様式第１４－１号、様式第１４－２号）
- エ 補助金精算調書（様式第１５号）
- オ その他市長が必要と認める書類

(２) 小規模事業

- ア 旭川市長寿社会生きがい振興事業実績報告書（様式第１２－２号）
- イ 事業精算書（様式第１４－３号）
- ウ その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定等)

第１６条 市長は、前条に定める報告書等の提出があった場合には、その内容を審査し、補助事業の実施成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金の交付決定済額と確定額が同額の場合にあっては、この通知を省略できるものとする。

２ 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える額の補助金が交付されているときは、その超える額に相当する金額を返還させるものとする。

３ 前項の規定に基づく補助金の返還期限は、当該返還に係る命令の出された日の翌日から起算して３０日以内又は当該補助金の交付決定のなされた年度の終了後３０日以内のいずれかの早い方の日とする。

４ 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が０円の場合も含む。)には消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第１６号)により、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の６月３０日までに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織に支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(委任)

第１７条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年9月18日から施行する。
- 2 平成3年度における補助の申請は、第5条第2項（削除）の規定にかかわらず、平成3年9月18日から同年10月14日までの期間で行うものとする。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の旭川市長寿社会生きがい振興事業補助要綱第3条第3号の規定は、施行日以後に認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人について適用し、同日前に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。